地球温暖化対策計画書等の公表に関する要綱

制定 平成23年3月31日

22環都総第905号

改正 平成27年4月1日

2 7 環地総第2号

改正 令和7年3月27日

6環気総第582号

改正 令和7年9月19日

7環気総第366号

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第8条第2項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)第5条の2の規定による地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書(以下「計画書等」という。)の内容の公表に関し、公表の形式を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業所ごとの公表)

第3条 知事は、指定地球温暖化対策事業者(以下「事業者」という。)から提出された計画書等の内容のうち、規則及び東京都地球温暖化対策指針(平成17年東京都告示第600号。以下「指針」という。)により事業者が公表するものとされている事項について、指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所ごとに、規則第4条の23第1項及び第4条の26第2項の規定により知事が別に定める計画書等の様式(平成21年東京都告示第1234号に定める第5号様式及び第7号様式の2)の形式で公表する。

(一覧表形式の公表)

- 第4条 知事は、事業者から提出された計画書等の内容につき、次に掲げる指定地球温暖化 対策事業所の概要に係る事項を最も後に提出された計画書等から抽出又は算出し、当該事 項の全てを全事業所について並べた一覧表の形式で公表する。
 - 一 指定番号
 - 二 事業所の名称
 - 三 事業所の所在地(区市町村の名称に限る。)
 - 四 指定地球温暖化対策事業所指定年度
 - 五 特定地球温暖化対策事業所指定年度
 - 六 事業所の種類(主たる用途)
 - 七 年度ごとの基準排出量
 - 八 年度ごとの削減義務率
 - 九 年度ごとの温室効果ガス排出量
 - 十 削減義務期間における排出上限量
 - 十一 削減義務期間における特定温室効果ガス排出量の合計
 - 十二 優良特定地球温暖化対策事業所の認定状況

(ダッシュボード形式の公表)

第5条 知事は、事業者から提出された計画書等の内容につき、次に掲げる指定地球温暖化 対策事業所の概要に係る事項を抽出又は算出し、当該事項の全てを全事業所について表示 又は比較できるダッシュボードの形式で公表する。

- 一 指定番号
- 二 事業所の名称
- 三 事業所の所在地(緯度・経度情報)
- 四 延べ面積
- 五 事業所の種類(主たる用途)
- 六 公表方法におけるホームページアドレス
- 七 特定温室効果ガス排出量の経年変化及び散布図、当該排出量の複数の事業所の合計値 の経年変化、当該排出量の全事業所、環境認証の有無、延べ面積の規模、用途及び区市 町村ごとの平均値及び上位 15%値の経年変化
- 八 CO2 排出原単位及び一次消費エネルギー原単位の経年変化及び散布図、当該原単位 の複数の事業所の平均値の経年変化、当該原単位の全事業所、環境認証の有無、延べ面 積の規模、用途及び区市町村ごとの平均値及び上位 15%値の経年変化
- 九 再生可能エネルギー設備(電気又は熱)の導入状況(事業所内、事業所外及びその合 計値)の推移及び散布図
- 十 事業所のエネルギー使用量に占める再生可能エネルギーの利用割合(電気使用量に占める割合、エネルギー使用量全体に占める割合(充当したグリーン電力・熱及び非化石証書を除く))の経変変化及び散布図、当該割合の全事業所、環境認証の有無、延べ面積の規模、用途及び区市町村ごとの平均値及び上位 15%値の経年変化
- 十一 優良特定地球温暖化対策事業所の認定状況
- 十二 環境性能評価・認証の取得状況
- 2 知事は、前項第1号から第12号までの事項の全てを全事業所について年度ごとに並べた一覧表の形式で公表する。

(非公表事項)

- 第6条 第3条から第5条までの規定にかかわらず、規則第5条第1項第5号及び第5条の 2第1項第4号の規定に基づき、次に掲げる事項は公表しない。
 - 一 事業者が、経営に関する事項その他公表することにより事業者の競争上若しくは事業 運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項 (以下「非公表事項」という。)として公表しないことを請求した場合であって、その 請求が妥当と認められる事項(請求した事業者に限る。)
 - 二 知事が、前号の請求の内容又は社会状況を考慮して、非公表事項として公表しないことが妥当と認める事項

(公表の方法)

- 第7条 第3条から第5条までの規定による公表は、次に掲げる方法により行う。
 - 一 環境局気候変動対策部総量削減課における閲覧
 - 二 環境局ホームページへの掲載

(公表の期限)

第8条 第3条の規定による計画書等の様式(平成21年東京都告示第1234号に定める 第5号様式及び第7号様式の2)の形式の公表は、原則として計画書等が提出された年度 の翌年度まで行う。ただし、知事が指定を取り消した事業所の計画書等については、指定 が取り消された年度まで行う。 (附則 平成23年3月31日付22環都総第905号)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成20年度東京都条例第93号)による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第8条第2項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成20年度東京都規則第75号)による改正前の規則(以下「旧規則」という。)第5条の2の規定による地球温暖化対策計画書、排出状況報告書、中間報告書及び結果報告書の内容の公表並びに旧条例第8条の2第3項及び旧規則第5条の3第3項の規定による評価の内容の公表については、なお従前の例による。

(附則 平成27年4月1日 27環地総第2号) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (附則 令和7年3月27日 6環気総第582号) この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 (附則 令和7年9月19日 7環気総第366号) この要綱は、令和7年9月26日から施行する。